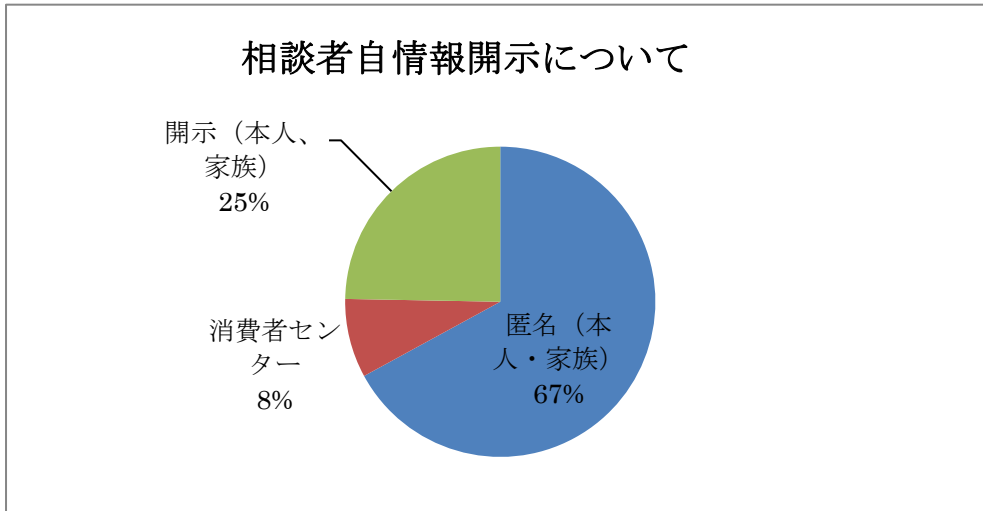


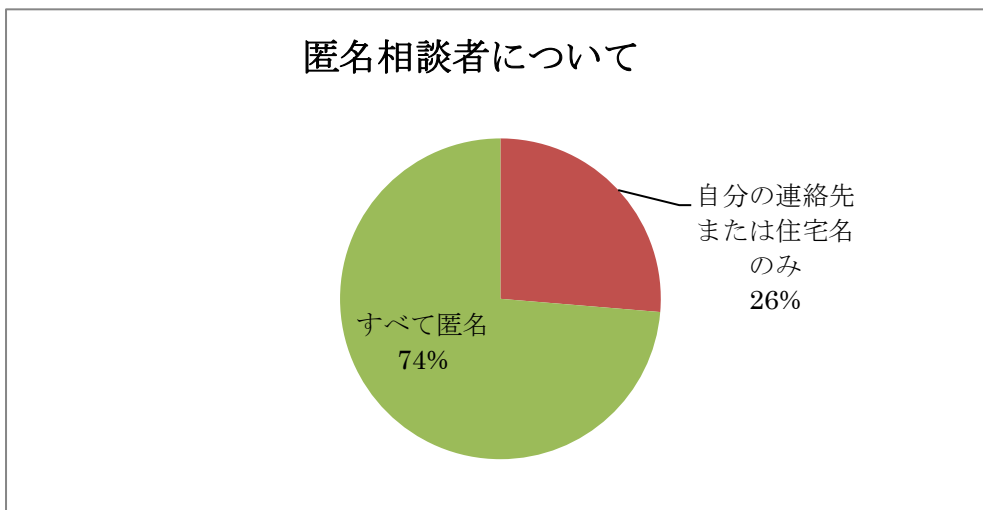
## サ付き住宅入居者相談窓口の自情報開示について

平成 26 年 7 月 8 日

サ住協では、サ付き住宅に入居されている方向けの相談窓口を開設しております。  
平成 25 年度のサ付き住宅にご入居されている方、もしくはご家族の方などより相談、苦情他についての相談者からの自情報の開示についてご報告させていただきます。



全体の 67% が、匿名での問い合わせです。



さらに 23% の相談者は家族からの為か自分自身もしくは、住宅の名称（一部）のみ情報の開示がありましたが 74% は、全く自情報を開示されない匿名での問い合わせでした。

匿名を希望する理由は、入居者が何かされる・援助が受けられないなどの不安から匿名を希望されているようですが、高齢者住まい法により、問題あった場合行政からの立ち入り検査ができます。介護保険についても介護保険法に沿って行政の立ち入り調査があります。

匿名では、相談の内容に対し傾聴だけです。

問題解決するために勇気をもってお住まいの住宅と名前を相談時にお伝えください。

この件についてのお問い合わせは、サ住協事務局まで。